



| | |
|--------------|---|
| Title | 新しい世紀の幕明き-創立一二〇周年期年号発刊にあたって- |
| Author(s) | 納谷, 廣美 |
| Citation | 法律論叢, 73(4-5) |
| URL | http://hdl.handle.net/10291/1456 |
| Rights | |
| Issue Date | 2001-02-28 |
| Text version | publisher |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| DOI | |

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

新しい世紀の幕明き

——創立一二〇周年記念号発刊にあたって——

明治大学法学部長 納谷 廣美

法学部創立（それは同時にわが明治大学の創立を意味する）一二〇周年目に該当する二〇〇一年は、いみじくも新しい世紀（二一世紀）が始まる年である。この記念すべき年に、このたび法学部創立一二〇周年記念号を発刊できたことは慶賀に堪えません。

明治大学は、一二〇周年記念事業として駿河台キャンパスの再編、とくに新教育棟・リバティタワーの竣工、さらに駿河台B地区における「生涯教育を基本コンセプトとする」新施設的设计・施工へと計画を進めている。また二〇〇一年に入って明治大学創立一二〇周年記念の行事として各学部・諸機関等が主宰するシンポジウム等の各種イベントが企画されている。わが法学部も、この記念行事の一つとして参加することになり、大学教育に関するシンポジウムを企画し、この秋に実施する予定である。そこでは、わが法学部の教育研究において理念として横たわる「在野精神」の源流を訪ねて、その視点から大学教育の現況について点検評価、さらには将来にむけた展望を探ることを期している。このことは、現在鋭意検討中の「法科大学院（日本版ロー・スクール）構想」の実現にむけた一つの、しかし大きなイベントと考えている。

ところで、二〇世紀はどのような時代であったと評価できるであろうか。人それぞれの見方によって、多種多様な評価が出現しうるが、一般的には、科学技術の時代とみられている。科学技術の発達は、人類が月面に立つことも可能ならしめたように、夢物語の世界を現実のものにし、人類に豊かさをもたらせた。しかし他方で、数多くの戦禍と自然破壊をもたらしめてもいる。宗教、民族、文化の衝突は、一層激しく、かつ頻発するようになってきた。その背景には、高度情報化社会の到来をみて、全世界の隅々まで、瞬時に情報の授受が行われるとともに、人・物の交流が物理的な意味において容易になったとの質的な社会変革があるといえよう。自他の相違、そのことは単に個人や、一国内レベルの関心（問題）にとどまることなく、今や全世界的な視野で受けとめなければならない時代に入っていることの証左である。ここに、新しい世紀において、まず取り組まなければならない教育研究上の課題がある。それは、人類の「共生」の理念であると考ええる。

わが明治大学は、その前身である明治法律学校が明治一四年（一八八一年）一月一七日に、東京・数寄屋橋の旧島原藩邸の一角を借り受けて開校したことに始まる。以来一二〇年を経て、今日に至っている。

創立当時、わが国は明治維新を経て、この国をどのように造りあげるかの点で、いわば手探りの状態にあった時代（草創期）であり、自由民権運動の盛んな時代であった。創立者である岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操は、いずれも司法省明法寮で学び、ボワソナードから直接その教えを受けた人達であった。ともにフランス法を学び、そして、その背後にあるフランス文化の神髄ともいべき「権利自由」、「独立自治」の精神（思想）に共感して「同心協力」のもと本学を設立したと伝えられている（この建学の理念は、今なお伝統として受け継いでいる）。わが大学は、その草創期には、民権論を強く主張し、その延長線上にある法典論争において断行派サイドに立脚して論陣を張り、人民のための法律の立場を明確にしている。このような動きの中で、わが法学部では「在野精神」が定着し、多数の著名な「在

野法曹」を輩出している。たとえば山崎今朝弥、布施辰治、平出修、古屋貞雄、若林三郎、吉田三市郎などの弁護士は、いずれも本学の出身者である。

近時、司法制度改革の議論の中で、各大学法学部にとって強く関心をあつめている課題の一つとして、法科大学院構想がある。この構想は、わが国が担うべき役割について点検し、総合的に評価したうえで、二一世紀の「この国のかたち」（「自由で公正な社会と個性の実現」をめざす国家）を想定し、そのためには「法の支配」が必要不可欠であり、それに相しい司法制度の確立が求められているとして、その改革の眼目とされる三つの柱、すなわち「人的基盤の拡充」、「制度的基盤の整備」、および「国民的基盤の確立」という柱のうち、第一の柱に関する具体的な政策たる「新たな法曹養成制度の構築」内の一つの項として、取りあげられているものである。この構想の実現は、法学部の再生につながるのみならず、大学の新しい役割を創出する契機になるものであり、是非、本学においても法科大学院を設置しなければならぬと考えている。そこでの教育においては、現行法制度の基盤（骨格）を形成している理論と実務を十分に身に付けさせることは当然の責務であるが、加えて学生が本学の伝統である「在野精神」を新しい形で修得できることにも留意して理念の設定、カリキュラムの構築や運営などに取り組んでいきたいと思っている。

「大学は冬の時代に入っている」といわれて久しい。季節が必ず「冬から春へ」移ると同様に、この厳しい競争的環境を無事通過するために大学自らがその努力により質的な転換に成功すれば、また大学は社会的に注目され、尊敬される存在になり、大学は「春の時代」を迎えることになる。このことを信じて、新しい世紀の幕明きとして、当面する諸問題の解決、とりわけ法科大学院の二〇〇三年四月開設にむけて、法学部においては勿論、全学的な「同心協力」のもと実現のため尽力することを誓って、発刊の辞とする。